

**CDS取引におけるコンプレッション制度の導入に係る
CDS清算業務に関する業務方法書等の一部改正について**

I. 改正趣旨

当社は、債務負担済みのCDS取引を一括して削減する手段を提供することを目的として、CDS取引に係るコンプレッション制度を導入することとし、CDS清算業務に関する業務方法書等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

1. コンプレッション制度の導入に係る規定の改正

(1) 清算約定のコンプレッションの取扱い

- ・清算参加者が清算約定のコンプレッションを行おうとする場合には、当社に対しその旨の申込みを行うものとする。

- ・当社は、清算参加者及び原取引相手方の双方から清算約定のコンプレッションの申込みを受けた場合において、当社が定めるコンプレッション成立要件の充足を確認したときは、当該清算約定を終了させ、当該コンプレッションの申込みの内容に従い新たな清算約定を成立させる。

- ・当社のコンプレッション成立要件の確認は、コンプレッションの申込みが行われた日の翌当社営業日の午後1時までに行うものとする。

(2) 清算約定（委託分）のコンプレッションの取扱い

- ・清算委託者が受託清算参加者に対してコンプレッションの申込みの指図をしようとする場合には、その旨を当社に通知するものとする。

- ・任意解約又はコンプレッションにより清算約定（委託分）が終了した場合には、当該清算約定に係る清算委託取引も終了するものとし、また、コンプレッションにより新たな清算約定（委託分）が成立した場合には、当該清算約定に係る清算委託取引が同時に成立するものとする。

（備考）

- ・CDS清算業務に関する業務方法書（以下「業務方法書」という。）第53条の2第1項、CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い（以下「業務方法書の取扱い」という。）第38条の2第1項

- ・業務方法書第53条の2第2項、業務方法書の取扱い第38条の2第2項

- ・業務方法書の取扱い第38条の2第3項

- ・業務方法書第57条、業務方法書の取扱い第43条の2、CDS清算受託契約第24条の2

- ・CDS清算受託契約第25条の2及び第25条の3

(3) 手数料

- ・コンプレッション手数料に関する規定を新設する。

2. その他

- ・その他所要の改正を行う。

・CDS清算業務に係る手数料に関する規則第2条等

Ⅲ. 施行日

2015年6月15日から施行する。

以 上

CDS 清算業務に関する業務方法書等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. CDS 清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表	2
2. CDS 清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表	5
3. CDS 清算業務に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表	9

CDS 清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 本業務方法書等において使用する用語は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）及び I S D A クレジットデリバティブ定義集において使用される用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 「期限前終了」とは、任意解約及び<u>コンプレッション</u>以外の事由により清算約定がその終了日前に終了することをいう。</p> <p>(6) ～ (13) (略)</p> <p><u>(13) の 2 「コンプレッション」とは、第 53 条の 2 の規定に基づき、当社が定める方法により、清算約定をその終了日前に終了させるとともに、新たな清算約定を成立させることをいう。</u></p> <p>(14) ～ (68) (略)</p> <p>2 ～ 4 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 本業務方法書等において使用する用語は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）及び I S D A クレジットデリバティブ定義集において使用される用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 「期限前終了」とは、任意解約以外の事由により清算約定がその終了日前に終了することをいう。</p> <p>(6) ～ (13) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(14) ～ (68) (略)</p> <p>2 ～ 4 (略)</p>
<p>(CDS 清算資格を喪失した場合における清算約定の取扱い)</p> <p>第 38 条 清算参加者は、CDS 清算資格を取り消された場合<u>(第 33 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当し取り消された場合を除く。)</u>には、当社がその都度定める期間内に、当該清算参加者の清算約定で未決済のものすべて(当社が定めるものを除く。)を解消しなければならない。</p> <p>2 ～ 3 (略)</p>	<p>(CDS 清算資格を喪失した場合における清算約定の取扱い)</p> <p>第 38 条 清算参加者は、CDS 清算資格を取り消された場合には、当社がその都度定める期間内に、当該清算参加者の清算約定で未決済のものすべて(当社が定めるものを除く。)を解消しなければならない。</p> <p>2 ～ 3 (略)</p>
<p><u>(清算約定のコンプレッション)</u></p> <p>第 53 条の 2 <u>清算参加者は、清算約定についてコンプレッションを行おうとする場合には、当社が定める方法によりその旨の申込みをするも</u></p>	<p>(新設)</p>

のとする。

2 当社は、前項の規定により清算参加者から清算約定のコンプレッションの申込みを受けた場合において、当該清算約定の反対清算約定の当事者である他の清算参加者から、当該反対清算約定のコンプレッションの申込みを受けたときは、当該清算約定及び当該反対清算約定並びにコンプレッションにより新たに成立する清算約定が当社の定める条件を満たすこと（以下「コンプレッション成立要件」という。）を当社が定めるところにより確認するものとし、当社がコンプレッション成立要件の充足を確認できた場合には、当社が当該確認を行った時点をもって、当社、当該清算参加者及び当該他の清算参加者は、当該清算約定及び当該反対清算約定を終了させ、当該コンプレッションの申込みの内容に従い新たな清算約定を成立させる。

3 前各項に規定するほか、清算約定のコンプレッションに必要な事項は、当社が定める。

（清算約定（委託分）に関する清算委託者の指図）

第57条 （略）

2 清算委託者は、受託清算参加者に対してコンプレッションの申込みの指図をしようとする場合には、当社が定める方法により、その旨を当社に通知するものとする。

3 受託清算参加者及び清算委託者は、前項の通知が当社に到達した場合には、その時点で、清算委託者が受託清算参加者に対しコンプレッションの申込みの指図を行い、受託清算参加者が申込みを行ったものとみなされることについてあらかじめ同意する。

付 則

この改正規定は、平成27年6月15日から施行す

（清算約定（委託分）に関する清算委託者の指図）

第57条 （略）

（新設）

（新設）

る。	
----	--

C D S 清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 本規則において使用する用語は、本規則に別段の定めがある場合を除き、業務方法書において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (7) (略)</p> <p>(8) 「C D S 清算業務システム」とは、当社のC D S 清算業務に関して<u>当社と清算参加者との間で情報を授受</u>するために用いるシステムをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 本規則において使用する用語は、本規則に別段の定めがある場合を除き、業務方法書において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (7) (略)</p> <p>(8) 「C D S 清算業務システム」とは、当社のC D S 清算業務に関して<u>清算参加者が当社より情報を取得</u>するために用いるシステムをいう。</p>
<p>(保証に関する書面)</p> <p>第3条 業務方法書第2条第1項第3号及び第8条第5項に規定する当社が定める様式は、別紙様式第1号の様式とする。</p>	<p>(保証に関する書面)</p> <p>第3条 業務方法書第2条第1項第3号及び第8条第4項に規定する当社が定める様式は、別紙様式第1号の様式とする。</p>
<p>(清算約定のコンプレッションの申込み)</p> <p>第38条の2 <u>業務方法書第53条の2第1項に規定する当社が定める方法は、当社が通知又は公示により定める方法とする。</u></p> <p>2 <u>業務方法書第53条の2第2項に規定する当社が定める条件は、次に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>コンプレッションの申込みに係る清算約定の銘柄及び当社が通知又は公示により定める条件が、コンプレッションの申込みが行われた他の清算約定のいずれかと合致しており、かつ、当該申込みに係る清算約定及び当該他の清算約定のいずれかとの組合せに両建て清算約定があること。</u></p> <p>(2) <u>コンプレッションの申込みにより終了する清算約定に係る当社が通知又は公示により指定する事項がT I Wに記録されていること。</u></p>	<p>(新設)</p>

<p>(3) <u>コンプレッションにより新たに成立する清算約定に係る当社が通知又は公示により指定する事項がT I Wに記録されていること。</u></p>	
<p>3 <u>当社は、業務方法書第53条の2第2項の規定によるコンプレッション成立要件の確認を当該申込みが行われた日の翌当社営業日の午後1時までに行うものとする。</u></p>	
<p>(清算約定(委託分)に関するコンプレッションの申込み)</p>	
<p><u>第43条の2 業務方法書第57条第2項に規定する当社が定める方法は、当社が通知又は公示により定める。</u></p>	(新設)
<p>様式第1号 保証に関する書面の様式</p>	<p>様式第1号 保証に関する書面の様式</p>
<p style="text-align: center;">保 証 書</p> <p>〇〇〇〇〇〇(以下「当法人」といいます。)は、貴社の定めたCDS清算業務に関する業務方法書(以下「業務方法書」といいます。)第8条第5項の規定に基づき、あらかじめ本業務方法書等の内容を確認及び了承のうえ、〇〇〇〇〇〇(以下「本清算参加者」といいます。)を経由して、この保証書(以下「本保証書」といいます。)を貴社に提出します。</p> <p>なお、本保証書において使用する用語は、本保証書に別段の定めがある場合を除くほか、業務方法書において使用される用語の例によるものとします。</p> <p>1～5 (略)</p>	<p style="text-align: center;">保 証 書</p> <p>〇〇〇〇〇〇(以下「当法人」といいます。)は、貴社の定めたCDS清算業務に関する業務方法書(以下「業務方法書」といいます。)第8条第4項の規定に基づき、あらかじめ本業務方法書等の内容を確認及び了承のうえ、〇〇〇〇〇〇(以下「本清算参加者」といいます。)を経由して、この保証書(以下「本保証書」といいます。)を貴社に提出します。</p> <p>なお、本保証書において使用する用語は、本保証書に別段の定めがある場合を除くほか、業務方法書において使用される用語の例によるものとします。</p> <p>1～5 (略)</p>
<p>様式第3号 清算受託契約の様式</p>	<p>様式第3号 清算受託契約の様式</p>
<p style="text-align: center;">C D S 清算受託契約書</p>	<p style="text-align: center;">C D S 清算受託契約書</p>
<p>(当初証拠金の預託義務)</p>	<p>(当初証拠金の預託義務)</p>
<p>第11条 (略)</p>	<p>第11条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

<p>3 <u>当初証拠金には、クリアリング機構が業務方法書等の定めるところにより利息を付すことができるものとする。</u></p>	<p>3 <u>当初証拠金には利息を付さない。</u></p>
<p>第4章 <u>委託清算約定の任意解約及びコンプレッション</u> <u>ョン</u> (<u>コンプレッションの申込み</u>)</p>	<p>第4章 <u>委託清算約定の任意解約</u></p>
<p>第24条の2 <u>乙は、甲に対してコンプレッションの申込みの指図をしようとする場合には、業務方法書等の定めるところにより、その旨をクリアリング機構に通知するものとする。</u></p> <p>2 <u>甲及び乙は、前項の通知がクリアリング機構に到達した場合には、業務方法書等の定めるところにより、乙が甲に対しコンプレッションの申込みの指図を行い、甲が申込みを行ったものとみなされることについて本契約をもってあらかじめ同意する。</u></p> <p>(<u>任意解約又はコンプレッションによる本清算委託取引の終了</u>)</p>	<p>(<u>新設</u>)</p>
<p>第25条の2 <u>任意解約又はコンプレッションにより委託清算約定が終了した場合には、当該委託清算約定に係る本清算委託取引も当然に終了するものとする。この場合において、当該本清算委託取引に関し、甲乙間に未決済の金銭がある場合には、甲及び乙は、速やかに当該金銭の授受を行うものとする。</u></p> <p>(<u>コンプレッションによる本清算委託取引の成立</u>)</p>	<p>(<u>新設</u>)</p>
<p>第25条の3 <u>コンプレッションにより甲とクリアリング機構の間に新たな委託清算約定が成立した場合には、甲乙間において当該委託清算約定に係る本清算委託取引が同時に成立するものとする。</u></p>	<p>(<u>新設</u>)</p>
<p>付 則</p>	

この改正規定は、平成27年6月15日から施行する。

CDS 清算業務に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(手数料の種類)</p> <p>第2条 業務方法書第16条に規定する当社が定める手数料は、清算手数料、任意解約時清算手数料、<u>コンプレッション手数料</u>、クレジットイベント決済手数料及びコラテラル手数料とする。</p>	<p>(手数料の種類)</p> <p>第2条 業務方法書第16条に規定する当社が定める手数料は、清算手数料、任意解約時清算手数料、クレジットイベント決済手数料及びコラテラル手数料とする。</p>
<p>(コンプレッション手数料)</p> <p>第4条の2 <u>コンプレッション手数料は、業務方法書第53条の2に規定するコンプレッションにより終了した清算約定の組合せごとに、当社を売り手とする清算約定の想定元本の総額又は当社を買い手とする清算約定の想定元本の総額のうち小さい方の額(双方同額の場合は当該額。)に2を乗じた額に、当該額1億円あたり600円を乗じた額とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(手数料の支払時期等)</p> <p>第6条 清算参加者は、毎月分の清算手数料、任意解約時清算手数料、<u>コンプレッション手数料</u>及びクレジットイベント決済手数料の合計額を、翌月20日(同日が当社営業日でない場合には、翌当社営業日)までに、消費税及び地方消費税相当額を加算して当社に支払うものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成27年6月15日から施行する。</p>	<p>(手数料の支払時期等)</p> <p>第6条 清算参加者は、毎月分の清算手数料、任意解約時清算手数料及びクレジットイベント決済手数料の合計額を、翌月20日(同日が当社営業日でない場合には、翌当社営業日)までに、消費税及び地方消費税相当額を加算して当社に支払うものとする。</p>